

## 調査書作成要領

調査書の記入は、小学校児童指導要録（以下「児童指導要録」という。）に基づいて記入するものであるが、次の点に留意して記入する。

### 【一般的事項】

- 1 調査書の作成に当たっては、様式第3号を用い、長形3号の封筒に厳封する（開封無効）。  
願書等交付時に一緒に配布してある用紙を複写して用いてもよい。  
また、茨城県教育委員会ホームページ（<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/>）から様式第3号の電子データをダウンロードして用いてもよい。  
なお、様式を踏まえれば、パソコン等により作成してもよい。
- 2 鮮明に記入する。記入する数字は、すべて算用数字を用いる。  
ただし、現住所欄等、表記上算用数字を用いることが不適当な場合については、漢数字を用いてもよい。
- 3 記入事項がない場合又は記入できない場合は、記載欄に斜線（/）を引く。  
ただし、「C 特別活動の記録」の活動状況及び「D 行動の記録」の欄については、この限りでない。
- 4 誤記を訂正する場合は、2本の線（＝）を引いて訂正し、まとめて「〇〇字訂正」と欄外に記して、「〇〇字訂正」と記したところに校長印を押す。
- 5 調査書は、原本を複写したものに、校長印を押して提出してもよい。
- 6 [ ] 内には、志願先の学校名を記入する。
- 7 「受検番号」は、記入しない。
- 8 「児童氏名」は、「児童指導要録」どおり正確に記入する。
- 9 「現住所」は、郡・市名から「児童指導要録」どおり正確に記入する。  
\* 県外からの転居予定者は、茨城県内の転居予定先の住所を記入する。
- 10 「学校名」は、公立小学校のうち小中一貫教育を行う学校としての名称がある場合でも、設置条例で定められている名称を記入する。（例1：〇〇市立〇〇小学校）  
（例2：△△市立◇◇義務教育学校）
- 11 「特別の教科 道徳」の評価については、記入しない。

### 【各項目の記入について】

#### 1 「A 各教科の学習の記録」について

##### （1）観点別学習状況

- ア 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- イ 第6学年の欄は、令和5年10月末現在の学習状況に基づいて評価し、記入する。  
学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現の状況を観点ごとに評価する。

##### （2）評定

- ア 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- イ 第6学年の欄は、令和5年10月末現在の学習状況に基づいて評価し、記入する。

## 2 「B 総合的な学習の時間の記録」について

第5学年及び第6学年の2年間の記録（第6学年は令和5年10月末現在）から、要点を箇条書きとするなど、主たるものを記入する。

## 3 「C 特別活動の記録」について

- (1) 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第6学年の欄は、令和5年10月末現在で、内容ごとにその評価の観点に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。

## 4 「D 行動の記録」について

- (1) 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第6学年の欄は、令和5年10月末現在で、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。

## 5 「E 欠席の状況」について

- (1) 第5学年の欄は、児童指導要録から転記する。
- (2) 第6学年の欄は、令和5年10月末現在で記入する。
- (3) 欠席日数が学年ごとに10日以上ある場合は、備考欄に主な理由を記入する。  
なお、記入事項がない場合は、斜線（／）を引く。

※ 該当する日数がない場合は、空白とせず0と記入する。

※ 不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。 (後略)
- ③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- ④ (省略)

(令和元年10月25日 文部科学省通知)